

重度心身障害者・ひとり親家庭等・子ども医療費助成事業における  
自己負担月額上限額の改正について

改正内容

区 分	平成29年7月まで	平成29年8月から 平成30年7月まで	平成30年8月から
課税世帯の 医療費自己 負担月額上 限	○入院 月額 44,400円 ○外来 月額 12,000円	○入院 月額 57,600円 (多数該当の場合44,400円注1) ○外来 月額 14,000円 (年間上限14万4千円まで注2)	○入院 月額 57,600円 (多数該当の場合44,400円注1) ○外来 <u>月額 18,000円</u> (年間上限14万4千円まで注2)
課税世帯 の訪問看護 利用料負担 の月額上限	月額 12,000円	月額 14,000円	<u>月額 18,000円</u>

注 1) 対象月を含む過去 12 か月間で 3 回以上月額 57,600 円に該当した場合は、4 回目以降  
(多数該当) は 44,400 円となります。

注 2) 8 月から翌年 7 月までの 1 年間の外来のみ自己負担上限額は 144,000 円となります。